

## 仕 様 書

### 1 業務件名

「YYのりものフェスタ2023」における臨時売店の設置及び経営

### 2 業務内容

売店（軽食、スナック及びグッズ等の販売）の設置及び経営の業務

### 3 相手方の決定

本業務を行う者については、海上自衛隊横須賀地方総監（以下「甲」という。）が決定する。

### 4 国有財産の使用許可

(1) 本業務を行う者は、売店等の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

(2) 国有財産の使用許可は、南関東防衛局長が行う。

(3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

ア 国有財産の使用許可の相手方（以下「乙」という。）が許可条件に違反したとき。

イ 乙が自己都合による業務の解除をするとき。

ウ 国において使用物件を必要とするとき。

エ 乙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他の経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき。

オ 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

カ 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、若しくは関与しているとき。

キ 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ク 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、乙は直ちに自己の負担で使用財産を現状に回復し、返還すること。

## 5 出店業者の資格

出店業者は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 募集要領に示した公示の趣旨を理解した上で、それに沿うように売店を設置し、営業できること。
- (2) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (3) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (4) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (5) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

## 6 国有財産使用料

- (1) 乙は、南関東防衛局に売店設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
- (2) 国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。

## 7 設置場所

売店の設置場所については、国有財産使用許可書において指定するものとする。

## 8 使用許可日時

令和5年6月3日（土）午前6時30～午後5時00分  
4日（日）午前6時30～午後5時00分

## 9 名義使用の制限

乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

## 10 管理責任

- (1) 乙は、自らの責任において売店を管理し、火災、盗難等及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 乙は、従業員的身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (3) 乙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。
- (4) 乙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。

## 11 情報保全の遵守

- (1) 乙は、甲及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知りえた甲等に関する情報（書面等をもって甲等が乙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 乙は、許可なく基地内でスマートフォン及びカメラ等での撮影をしてはならない。
- (3) 乙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

## 12 損害賠償

乙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

## 13 業務仕様

- (1) 乙は、自ら提出した企画提案書に基づき、業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容については、甲の了解なく変更しないこと。  
ただし、乙は、商品、容器、燃料等の高騰に伴い販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 売店の設置、移設及び撤去に係る費用は、乙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (4) 乙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは立ち入らないこと。
- (5) 販売商品の選定に当たり、消費者の需要が高い商品の提供に努めるものとする。
- (6) 乙は、業務に使用する物品が環境特定調達品目（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）である場合、その基準を満たすものであること。
- (7) 乙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (8) 乙は、本業務に要する設置、撤去及び光熱水料のほか、使用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (9) 乙は、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (10) 乙は、設置場所及び周辺で発生する業務上の廃棄物等は責任をもって処理し、回収した廃棄物等は法令に定めるリサイクル処理に努めるとともに、廃棄分の搬出入及びその方法については、担当職員の指示に従うこと。

- (11) 乙は、売上金額を令和5年7月3日(月)までに、担当職員に書面で、適宜の様式、適宜の方法で通知すること。
- (12) 乙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。
- (13) 乙は、販売品目に重大なトラブル等が発生した場合には、担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（全商品の販売停止を含む。）に従わなければならない。
- (14) 乙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (15) 乙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により甲、乙又は利用者に被害が発生した場合並びに発生する可能性があるとして甲が認めた場合、直ちに業務を取り消すとともに、次回以降、業務に従事できない。
- (16) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び乙の間で協議する。
- (17) 基地内は、すべて禁煙とする。
- (18) 店舗の外で看板、グッズ並びにその他商品等を手に保持しまたはそれに類する行為をもって客引き等を行うことを一切禁じる。発見した場合、甲は乙に直ちに中止を命じることができ、従わない場合は営業を中止させる。
- (19) 営業中において、店舗外に商品の購入目的等で客の列が形成された場合、その列の管制等について乙は甲の指示に従うものとする。
- (20) 営業中において、演説、ビラ配り及び署名活動等の政治的活動を一切禁止する。本行為を実施した場合または本行為に該当すると甲が判断した場合、甲は警告することなく直ちに営業を中止させ、店舗を撤収させる。
- (21) 車両を用いて物品等を搬入する予定のある業者は、甲等が指定した期限までに車種、色、ナンバー及び人員等を報告し、物品搬入当日は必ず報告した車両及び人員で来場するものとする。当日異なる車両または人員で来場した場合、いかなる理由があろうと車両及び人員の入場は許可しない。
- (22) 物品及び人員等を搬入または移送するため、基地内に駐車させることができる車両は、道路交通法で定める普通自動車以下の車両とし、また乗入許可台数は1業者につき3台までとする。
- (23) 当日の業務は、2名以上の人員で実施するものとする。
- (24) 甲の判断により、災害発生時、著しい気象状況の悪化が予想される又は新型コロナウイルス感染拡大等により急遽中止する場合があるが、その際に乙に生じた損害等については一切の責任を負わない。
- (25) 従業員等一覧名簿にない者については入門を認めない。
- (26) アルコール類、タバコ類、違法物品及び本イベントの趣旨に合わない商品等の販売は許可しない。
- (27) 火気を使用する場合は、横須賀市火災予防条例に従うこと。
- (28) 飲食物の販売にあたっては、横須賀市食品衛生条例に従うこと。

#### 14 情報公開

本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、同法第5条第2項に該当する情報を除き開示するものとする。

#### 15 その他

- (1) テントについては原則乙側が準備し設営及び撤収行うものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び乙との間で協議する。
- (3) 家族保護のため、同行がやむを得ない場合は従業員名簿に記載するとともに、その理由を付すものとする。
- (4) 売店内での水分補給等については、健康管理上必要と認めるもののみとし、食事については認めない。
- (5) 基地内の移動については、甲の許可を得るほか、行先、目的、所要時間を伝達するものとする。